

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 令和二年度東京都補正予算の公表（二件）……………一
……………（財務局主計部財政課）……………
- 建築基準法による意見の聴取……………五
……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………
- 宅地建物取引業法による行政処分……………六
……………（住宅政策本部住宅企画部不動産業課）……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………六
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………七
……………（同）……………
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………八
……………（環境局自然環境部計画課）……………
- 東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（十）の別に定める「くろまぐろ」の変更……………八
……………（産業労働局農林水産部水産課）……………
- 開発行為に関する工事完了……………九
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………九
……………（水道局）……………

告示

●東京都告示第二百四十九号

令和三年一月八日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により専決処分した令和二年度東京都一般会計補正予算を次のとおり公表する。

令和三年三月十日

東京都知事 小池百合子

専 決

令和2年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

令和2年度東京都一般会計の補正予算(第15号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ152,800,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,468,250,715千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	1,149,441,171	119,040,000	1,268,481,171
	02 国庫補助金	927,827,774	119,040,000	1,046,867,774
11	繰入金	1,692,906,221	33,760,000	1,726,666,221
	03 基金繰入金	1,678,399,973	33,760,000	1,712,159,973
歳 入 合 計		9,315,450,715	152,800,000	9,468,250,715

歳出

（単位 千円）

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
09 産業労働費		1,496,216,791	152,800,000	1,649,016,791
	02 産業労働管理費	225,091,000	152,800,000	377,891,000
歳 出 合 計		9,315,450,715	152,800,000	9,468,250,715

●東京都告示第二百五十号

令和三年二月五日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により専決処分した令和二年東京都一般会計補正予算を次のとおり公表する。

令和三年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

専 決

令和2年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

令和2年度東京都一般会計の補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ207,600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,675,850,715千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

（単位 千円）

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	1,268,481,171	207,600,000	1,476,081,171
	02 国庫補助金	1,046,867,774	207,600,000	1,254,467,774
歳 入 合 計		9,468,250,715	207,600,000	9,675,850,715

歳出

（単位 千円）

科	目	既定予算額	補正予算額	計
款	項			
09 産業労働費		1,649,016,791	207,600,000	1,856,616,791
	02 産業労働管理費	377,891,000	207,600,000	585,491,000
歳出合計		9,468,250,715	207,600,000	9,675,850,715

●東京都告示第二百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第五項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和三年三月十日

東京都知事 小池百合子

一 公聴会を行う日時 令和三年三月十八日（木曜日）午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇四会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当（東京都庁第二本庁舎三階）
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三（五三八八）三三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目四番一号
所氏名 住友不動産株式会社

建築敷地 足立区千住橋戸町一番五ほか
地域地区 第一種住居地域、防火地域及び千住大橋駅
等 周辺地区地区計画

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 共同住宅、保育所及び自動車庫

敷地面積 約八、九〇一平方メートル
 建築面積 約二、六〇六平方メートル
 延べ面積 約五一、九九八平方メートル
 構造及び階数 鉄筋コンクリート造
 地上四十二階
 高さ 一四六・八〇メートルほか
 適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

●東京都告示第二百五十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社S&Bエステート
- (二) 代表者氏名 代表取締役 森下 康基
- (三) 主たる事務所の所在地 台東区東上野三丁目二十一番地七号
- (四) 免許証番号 東京都知事(3)第九〇一六四号
- (五) 免許年月日 平成三十一年二月十三日
- 二 処分年月日 令和三年三月二日
- 三 処分内容 業務の全部の停止十五日間(令和三年三月十七日から同年三月三十一日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号

●東京都告示第二百五十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

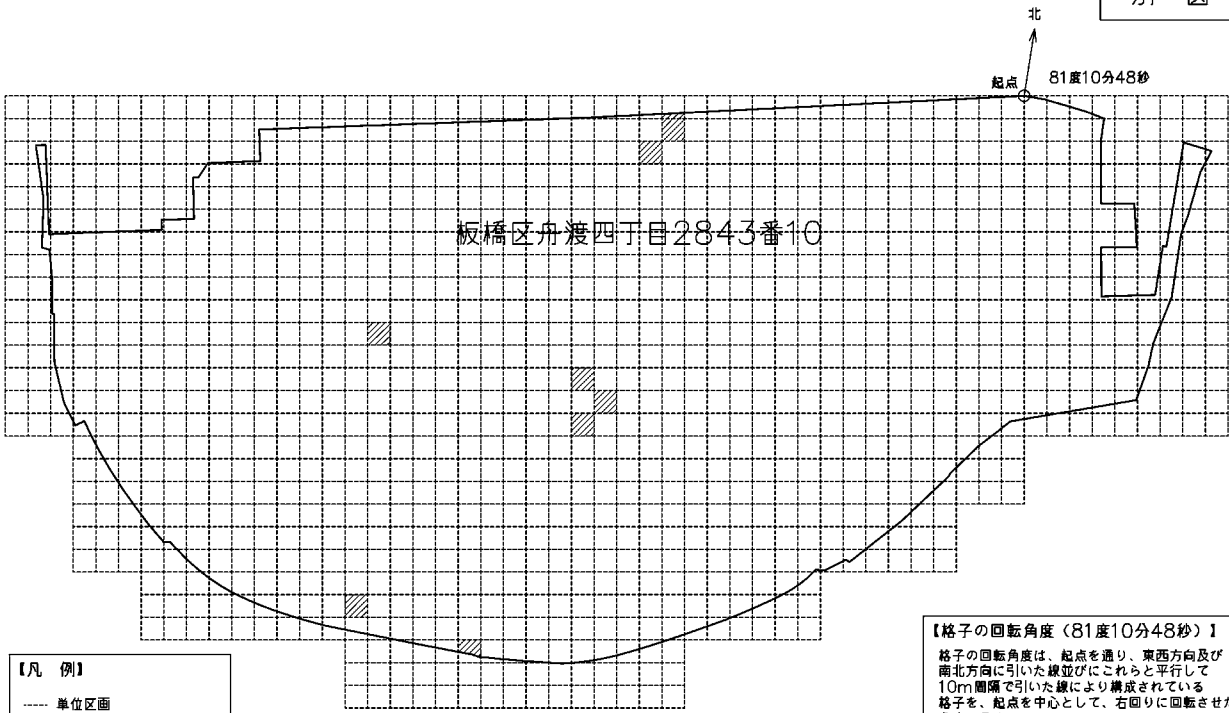
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区舟渡四丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起 点】

起点は、板橋区舟渡四丁目2843番10の最北端とする。

【格子の回転角度（81度10分48秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百五十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百六十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月十日

東京都知事 小 池 百合子

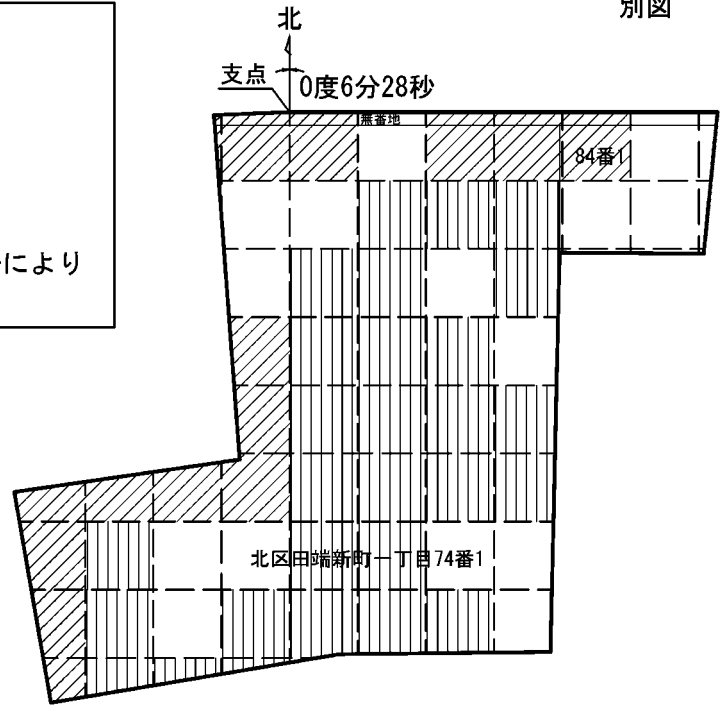
- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区田端新町一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨: 指定を解除する区域
- ▧: 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第869号により
指定した区域)

【支点】

支点は、世界測地系座標
 X: -28947.512
 Y: -6036.791
 に位置する。



別図

【格子の回転角度 (0度6分28秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百五十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。) 第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者 (以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。) について次のとおり告示する。

令和三年三月十日

東京都知事 小池 百合子

一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称

株式会社ハウンド

二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所

青梅市河辺町三丁目千五十二番地

三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表取締役 河邊 博信

●東京都告示第二百五十六号

漁業法等の一部を改正する等の法律 (平成三十年法律第九十五号) 附則第二十八条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成八年法律第七十七号) 第四条第七項の規定に基づき、東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 (令和二年一月二十三日東京都告示第七十号) 一(十)の別に定める「くろまぐる」の一部を令和三年二月十九日付けで次のように変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表す

る。

令和三年三月十日

東京都知事 小池百合子

第2の表中「26. 5トン」を「36. 8トン」に改め、第3中

14. 1トン 25. 4トン を

14. 1トン 35. 7トン に、

14. 1トン 6. 1トン 1. 0トン 3. 5トン 3. 5トン 25. 4トン を

14. 1トン 6. 1トン 1. 0トン 3. 5トン 3. 5トン 35. 7トン に改める。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年三月十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

日野市大字日野二千九百七十二番一及び二千九百八十番一から同番五まで 日野市大字日野二千九百八十八番一及び同番二並びに三

日野市大字川辺堀之内二百一十二番十五、三百十六番一、同番一地先、同番二並びに三 百二十九番三及び同番六の各一部 株式会社プライムホーム 代表取締役 小俣茂

東京都指定給水装置工事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者を次のとおり指定した。

令和三年三月十日

東京都水道局長 浜佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

一〇一九 株式会社 水島 伸治 神奈川県茅ヶ崎市小和田三丁目十五番六十四号 令和三年二月二十六日

一〇一九 JOY craft 株式会社 須佐 純平 千葉県船橋市海神町三丁目二百十六番地二トピアリートYK一〇一

一〇一九 Y Mエン 株式会社 植崎 雅子 板橋区氷川

一〇二〇 飯倉設備 飯倉 将吾 江戸川区北小岩五丁目十七番十一号

一〇二〇 松戸ビル ワークス 井川 一成 千葉県松戸市二十世紀が丘戸山町六番地クイーンズビルB一〇二

六 ジニアリング株式会社 町四十三番五号

一〇一九 株式会社 水木設備 瀧澤 清 羽村市神明台一丁目七番地十三

一〇一九 合同会社 積咲 石津 浩 埼玉県川口市青木二丁目十九番十八一七〇二

一〇一九 株式会社 副島 公祐 世田谷区粕谷一丁目十六番二十号

一〇二〇 合同会社 田中 康代 練馬区大泉町五丁目二十二番二二〇四

一〇二〇 株式会社 飯倉設備 飯倉 将吾 江戸川区北小岩五丁目十七番十一号

一〇二〇 株式会社 松戸ビル ワークス 井川 一成 千葉県松戸市二十世紀が丘戸山町六番地クイーンズビルB一〇二

一〇二〇 株式会社 須佐 純平 千葉県船橋市海神町三丁目二百十六番地二トピアリートYK一〇一

一〇一九 Y Mエン 株式会社 植崎 雅子 板橋区氷川

一〇一九 JOY craft 株式会社 須佐 純平 千葉県船橋市海神町三丁目二百十六番地二トピアリートYK一〇一

一〇一九 株式会社 水島 伸治 神奈川県茅ヶ崎市小和田三丁目十五番六十四号

一〇一九 Y Mエン 株式会社 植崎 雅子 板橋区氷川

一〇二〇 飯倉設備 飯倉 将吾 江戸川区北小岩五丁目十七番十一号

一〇二〇 松戸ビル ワークス 井川 一成 千葉県松戸市二十世紀が丘戸山町六番地クイーンズビルB一〇二

一〇二〇 トキワ設備 坂倉 武 町田市常盤町二千九百

八 一〇二〇 翔美	株式会 社	寺本 ルミ	中野区白鷺 二丁目二十 九番二十六 号	同日
七 一〇二〇 新栄	株式会 社	晴山 浩幸	練馬区高野 台四丁目十 一番十八号	同日
六 一〇二〇 工業所	光栄設 備	船内 邦夫	世田谷区北 沢五丁目二 十四番十五 号	同日
五 一〇二〇 三輝	株式会 社	小池 崇文	埼玉県川口 市大字道合 百三十六番 地	同日
九			八十二番地	

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

